

公益社団法人加古川市シルバー人材センター会費規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人加古川市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会 費)

第2条 定款第7条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 会 費 2,400円
 - (2) 特別会員 会 費 無会費
 - (3) 賛助会員 会 費 一口2,000円以上
- 2 事業年度の途中で入会した正会員の事業年度の会費は、月割りとする。

(会費等の納入)

第3条 センターに入会した正会員又は賛助会員は、入会申し込みと同時に会費を納入しなければならない。

- 2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費を4月末までにセンターの所定の方法により納入しなければならない。
- 3 正会員又は賛助会員から納入された会費は、直ちに電算システムに会費を管理するための登録をし、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務)

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中に退会するときは、その事業年度の会費を納入しなければならない。

- 2 センターは、正会員又は賛助会員が当該年度に納入した会費については、これを返還しない。

(会費の用途)

第5条 正会員の会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、賛助会費は、全額を公益目的事業のために使用する。

(委 任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。